

# 生徒指導に関する事項

## 1 生徒心得

兵庫県立高砂南高等学校生徒は、各人の良識ある判断に基づいて行動し、自主自立・質実剛健・友愛協調の校訓を旨とし、良き校風の樹立と醸成に努めなければならない。

### 1 礼儀

学校の内外を問わず、互いに人格を尊重し、敬愛の念をもって人に接する。

### 2 交友

互いに人格を尊重し、教養を高め、切磋琢磨して友情と信頼を深める。

### 3 頭髪・服装など

#### (1) 頭髪

ア 高校生らしい、清潔感のあるものとする。

イ 過度な刈り込み・編み込みによる奇抜な髪型を禁止する。

(過度なツープロック・モヒカン・アシメ・コーンローなど)

ウ 染色や脱色を禁止する。(アイロン・縮毛矯正などによる変色も含む)

エ パーマやドライヤー・アイロン等でくせをつけたり、巻いたりすることを禁止する。

オ 髪を固める、光らせることを禁止する。

(2) 指輪・ネックレス・ピアスなどの装飾品はつけない。

(3) 化粧、マニキュア等は認めない。

(4) 服装は下記「11 制服について」を参照する。

### 4 校内生活

(1) 登下校・授業・集会などの時間を厳守し、行動は敏速かつ静粛に行う。

※ただし、時差登校のため、1年8:10、2年8:15、3年8:20までに登校する。

(2) 始業時から終業時まで、許可なくして外出してはならない。

(3) 校舎内は常に清潔に保ち、施設・器具などは大切に扱い、破損や損失した時は必ず届け出る。状況によって費用を弁償する。

(4) 校内には、必要のない物を持ち込まない。

(5) 携帯電話の使用について

始業時から終業時までには使用禁止とする。

不適切な使用については、指導を行う。

(6) 所持品は必ず記名し、貴重品は十分に管理する。なお、紛失、拾得した場合は、速やかに届け出る。

(7) 生徒会・部活動・ホームルームなどの日常生活以外に、グループ活動や放送・掲示・集会・文書の配布をする場合は、必ず生徒指導部に届け、学校の許可を受ける。

(8) 食堂の利用は昼休みのみとする。なお購買に関しては休み時間及び昼休みに利用する。

## 5 登下校

- (1) 欠席、遅刻、早退の場合は、事前に保護者から電話連絡する。
- (2) 登下校は学校指定の通学路を通り、常に交通規則を厳守し、事故防止に努める。
- (3) 学校での活動が終わり次第、速やかに下校する。なお、下校時刻は次のとおりとする。  
4月～9月 19:00  
10月～3月 18:30
- (4) 下校時に風紀上好ましくない場所へは、立ち寄らない。
- (5) 交通ルール・公衆道徳を守り、周囲の人に迷惑をかけない。
- (6) 登下校の途中の事故等、あるいは危険を感じた場合には速やかに家庭または学校に連絡する。
- (7) 休日及び長期休業中の登下校は、平常時と同様である。

## 6 校外生活

常に高校生としての品位を保持し、謙虚で良識ある行動をとるよう心がける。

- (1) 外出時は家人に行き先、用件などを告げ、遅くとも21:00までに帰宅する。
- (2) 風紀上好ましくない場所へは立ち寄らない。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ない理由のある場合は、学校に届け出て、保護者の責任のもと、安全に就業する。ただし、職種等については学校の指導に従う。
- (4) 旅行等については、保護者の同意を得て学校に届け出る(様式第34号)。
- (5) 各種運転免許の取得、原付自転車・自動二輪・自動車の運転は禁止する。

## 7 自転車通学

自転車通学を希望する生徒は、学校に許可願(様式第30号)を提出し、許可を得る。

- (1) 自転車通学許可証は、自転車の後部の所定の箇所につける。
- (2) 交通規則を厳守し、2人乗り、並進などは絶対にしてはならない。
- (3) 両立スタンド、ライトを備えた標準的な自転車を使用し、常に点検整備に努め安全面に配慮する。通学事情により電動アシスト自転車の使用も許可する。
- (4) 雨天時の際は、レインコートを着用し、傘は使用してはならない。

※法令で義務化された自転車保険は、全校生徒が生徒会会員として加入しているPTA損害賠償保険で対応可能。

## 8 諸手続き

必要とする許可願及び届。

- (1) 自転車通学許可願(様式30号)
- (2) 異装許可願(様式第32号)
- (3) 合宿許可願(様式第36条)
- (4) アルバイト許可願(様式第33号)
- (5) 旅行等届(様式第34号)
- (6) 自動車教習所入所願(様式第41号)
- (7) 自動車教習所入所同意書(様式第42号)
- (8) 交通事故報告書(様式第31号)
- (9) 通学方法・通学路変更届(様式第51号)

## 9 欠席等の連絡

当日の欠席・遅刻の連絡は、7:50までに、保護者が留守番電話にする。日付、学年、組、出席番号、生徒名、欠席・遅刻理由をはっきりと伝える。

## 10 自動車教習所への入所及び運転免許取得について

- (1) 運転免許証（単車・自動車など）の取得は本校在学中は原則として禁止する。
- (2) 3年生で進路決定者（就職内定者及び大学・専門学校合格者）については、2月1日以降に、生徒指導部を通じ承認を得た者について、自動車教習所への入所同意書（様式第42号）を発行する。
- (3) 就職内定者のうち、企業から特別に要請がある場合には、生徒指導部で検討して、冬季休業日以降の自動車教習所への入所を許可する。
- (4) 上記のことについて違反をした場合は、卒業延期を含む特別指導の対象とする。

## 11 制服について

社会性、自律性を身につけ、以下のアイテムを自主的にTPOに応じて着こなす。

- (1) 本校では、以下のスタイルを正装とする。

男子正装 紺の上下、長袖シャツにネクタイ。黒、紺の標準的なソックス

女子正装 ブレザー、チェック又は黒のスカート（42・43回生は黒のみ）、紺のスラックス  
長袖シャツにストライプのリボン又はネクタイ、指定又は黒・紺のソックス。

平素は下記のア、イから各アイテムを選択し、場に応じた適切な服装で活動する。

### ア 男子指定アイテム

ジャケット、スラックス（オプションあり）、ネクタイ  
長袖および半袖シャツ、白および紺ポロシャツ  
セーター、ベスト、サマーベスト

### イ 女子指定アイテム

ジャケット・スカート（オプションあり）・スラックス  
リボンおよびネクタイ  
長袖および半袖シャツ、白および紺ポロシャツ  
セーター、ベスト、サマーベスト

### ウ その他

日常のソックスは、指定なし。  
ベルト、女子タイツは制服にふさわしいもの。

- (2) 防寒具

登下校時に必要に応じて適切なものを使用する。ただしブレザーを着用の上使用すること。（始業時から終業時まで校舎内着用は不可）

- (3) カバン

背負うタイプ推奨・必要に応じたものを使用する。

- (4) 靴

制服にふさわしい靴（ローファー等を推奨）  
\*極端なハイカット、ワークブーツなどは不可

- (5) 式典等特別な行事の服装について

冬季の式典は、ブレザー着用の上、ネクタイ、リボンをして参列する。  
なお入学式、卒業式は、正装での参列とする。